

神戸市市民福祉調査委員会介護保険専門分科会

第44回「地域密着型サービス運営委員会」

資料2

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の募集
方針について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の募集方針について

1. 公募制から指定更新制度への移行について

(1) 現状

- ・本市では、平成24年度の定期巡回・随時対応型サービスの創設時より、年1回公募を実施し、整備促進を実施してきた。
- ・本市における、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業（以下「定期巡回サービス」という。）は、現在19事業所。
- ・第8期介護保険事業計画には、第7期に引き続き、定期巡回サービスの整備拡大を記載しており、令和3年度は4区（灘区・兵庫区・北区・西区）において各区1事業者の募集を行い、灘区と西区の2区で選定した。
- ・政令市20市のうち、定期巡回事業所の指定について公募制を採用しているのは、本市含めて5市（仙台、さいたま、堺、福岡、神戸）のみである。

(2) 今後の方針（案）

- ・本市では、事業所の保護と育成を主な目的として、定期巡回サービスについては公募制を採用してきたが、サービス創設から10年が経過し、定期巡回サービスの事業者連絡協議会も本市にて設立されるなど、事業所も一定整備され、事業所の自助・共助による発展が今後見込まれる。
- ・したがって、公募制からサービス指定更新制度に移行し、定期巡回サービスの整備拡大の更なる促進を図るのはどうか。
- ・但し、既存の定期巡回サービス事業所への影響等を鑑み、事前準備の期間をおくため、移行の時期は第9期介護保険事業計画期間（令和6年度以降）としてはどうか。

(3) 指定更新制度への移行に伴う変化

①開設場所の自由化、サービス提供範囲の拡大

(現在)

- ・毎年市が定める区（年4区程度）でしか応募、及びサービス提供ができない
- ・既に定期巡回事業所がある圏域には、事業所を新設できない

(移行後)

- ・市内の希望する場所で開設が可能となる
- ・サービスの提供範囲が広がる
(ex 区境の事業所で区を跨いだサービス提供が可能となる。)
- ・事業所間、競争の激化

②開設時期の自由化

(現在)

- ・9月の事業者選定後、指定申請を経て、翌年4月1日までに開設をする必要がある

(移行後)

- ・開設時期の制限が撤廃され、各法人にて開設時期を自由に計画できる

③事業所の増加、それに伴うサービスの周知が期待される

(現在)

- ・公募の際に運営実績や事業計画、資金計画等に関する書類を提出。これに基づく採点（足切り点を設定）を経て選定されなければ指定申請ができない

(移行後)

- ・開設にあたっては指定手続きのみとなり、今より立ち上げのハードルが下がる
- ・事業所参入時点での質の担保が困難になる

2. 令和4年度の募集方針について

(1) 現状

令和4年3月1日時点で

4事業所ある区：西区

3事業所ある区：北区

2事業所ある区：東灘区・中央区・長田区・須磨区・垂水区

1事業所ある区：灘区（※）・兵庫区

※令和4年4月1日付で、灘区にて1事業所新規開設予定

(2) 令和4年度の募集方針案

- ・要介護認定者数が多く、事業所整備の必要性が高い東灘、兵庫、須磨、垂水区に1事業所ずつ追加整備する。
- ・指定区域は、行政区とする。
- ・但し、既存事業所が所在するあんしんすこやかセンター圏域外に事業所を置くものとする。
- ・指定期間は指定日から6年間（更新有）。

(3) 応募事業所の選定方法について

公募による事業者の募集・選定については、別途福祉局内に、外部委員を含む非公開の選定委員会を設置し、選定を行うのはどうか。

(構成)

外部委員	(分野)	学識経験者 ケアマネジャー 医療関係者 地域住民 被保険者 弁護士・公認会計士
行政		

(4) スケジュールについて

令和4年(2022年)

- 3月 地域密着型サービス運営委員会
指定区域・指定期間・公募事業所数・選定委員会設置の承認
- 6月上旬 (第1回) 選定委員会：募集要項、採点基準の決定
募集開始
- 7月上旬 募集締切
事業者へのヒアリング・現地確認等
- 9月上旬 (第2回) 選定委員会：採点・選定

令和5年(2022年)

- 1月上旬 事業者による指定申請書類提出
 - 3月1日～ 事業者指定・サービス提供開始
- (事業所の判断で補助金が不要の場合は前倒し可能)

※第2回選定委員会後に開催される地域密着型サービス運営委員会にて、選定結果を報告。

< 1 > 補助制度 ※令和 4 年度予定単価

(1) 開設に関する補助金

① 「開設準備経費補助金 (ソフト)」

- ・ 対象経費：事業所開設時の人件費、設備費、システム・端末費及び設置費等
- ・ 補助額：1 事業所あたり 14,000 千円 (上限額)
- ・ 負担割合：兵庫県 10/10

② 「施設整備費補助金 (ハード)」

- ・ 対象経費：建築費・改修費
- ・ 補助額：1 事業所あたり 5,940 千円 (上限額)
- ・ 負担割合：兵庫県 10/10

(2) 運営に関する補助金

① 「定期巡回サービス事業者参入促進事業」

- ・ 補助対象：新たに定期巡回サービスを実施する事業者
- ・ 補助対象経費：
 - 利用人数が 21 人未満の月に支出した人件費から定期巡回サービスに係る介護報酬収入及び利用者収入等を差し引いた額の合計額
- ・ 補助基準額：

区分	上限額
単独事業所の場合	11,448 千円
特養・老健併設の場合	10,494 千円
サービス付き高齢者向け住宅・有料併設の場合	5,724 千円

※補助対象経費と補助基準額のいずれか低い額

- ・ 補助期間：1 年間
- ・ 負担割合：県 1/2、市 1/2

② 賃料補助

- ・ 補助対象：新たに定期巡回・随時対応サービスを提供する事業者で、事務所を賃貸借契約に基づき借り受けている事業者
- ・ 補助額：2,520 千円を上限とする (3,780 千円×2/3)
- ・ 補助期間：サービス開始から最長 3 年間
- ・ 負担割合：神戸市 1/3、兵庫県 1/3、事業者 1/3

③定期巡回サービス訪問看護充実支援補助事業

定期巡回サービスへの訪問看護ステーションの参入を促進するとともに、訪問看護の利用回数が多い対象者の利用拡大を図るため、要介護3以上の利用者に対して一定回数の訪問看護サービスを行った場合、一定額を補助する。

・補助単価

要 介 護	補助基準額	訪問回数
3	3,000	4回
	11,000	5回
	19,000	6回以上
4	3,000	4回
	11,000	5回
	19,000	6回
	27,000	7回以上
5	3,000	5回
	11,000	6回
	19,000	7回
	28,000	8回以上

補助率：兵庫県 3 / 4 神戸市 1 / 4

神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護公募指定に係る公募選定委員会開催要綱

平成24年7月17日

保健福祉局長決定

令和2年4月1日

福祉局長決定

(趣旨)

第1条 神戸市が定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを提供する事業者を公募選定するにあたって、中立性・公平性を確保するため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者選考に関する審査基準」(以下「審査基準」)をもとに専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めることを目的として、「神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護公募指定に係る公募選定委員会」(以下「委員会」)を開催する。

(委員)

第2条 委員会に参加する委員は、学識経験者をはじめ、ケアマネジャー、医療関係者、地域住民、介護保険被保険者、弁護士・公認会計士及び市関係職員のうちから、市長が委嘱する。

2 前項の規程により委嘱する委員の人数は、9名以内とする。

3 委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとする。(会長の指名等)

第3条 福祉局長(以下「局長」)は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(委員会の非公開)

第4条 委員会において、神戸市情報公開条例第10条第4項に該当すると認められる情報について意見交換を行うため、委員会は、これを非公開とする。

(選定基準)

第5条 審査基準については別表によるものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は福祉局介護保険課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に必要な事項は福祉局長が定める。

附 則(平成24年7月17日決裁)

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

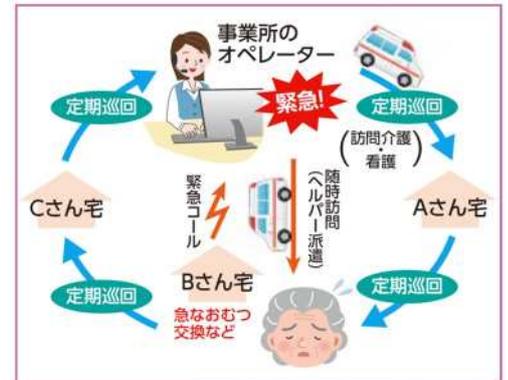
附 則(令和2年4月1日改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス(以下「定期巡回サービス」)は、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期的巡回訪問と随時の対応を行うサービス。
- 1日複数回の訪問により、利用者の日々の心身の状況の把握が可能。
- 介護報酬は、一月単位の包括報酬。
- 次の2つの類型を定義。
 - 1つの事業所で訪問介護と訪問看護のサービスを一体的に提供する「一体型事業所」
 - 事業所が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型事業所」



24時間対応型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)のイメージ

2. 現在の整備状況

指定区域	事業所名	法人名	事業形態	指定	指定期間
				年月日	満了日
東灘	住吉定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター	(福) 神戸老人ホーム	連携型	H25.1.1	R6.3.31
	やさしい手東灘定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株)やさしい手	連携型	H31.2.1	R6.3.31
灘	うみのほし定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(福) 神戸海星会	一体型 連携型(一部)	H26.1.1	R7.3.31
中央	コウダイケアコールセンター	コウダイケアサービス(株)	一体型 連携型(一部)	H25.1.1	R6.3.31
	びらすてっぴ定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(株) ポジティブ	一体型	R3.4.1	R9.3.31
兵庫	コウダイケアコールセンター兵庫	コウダイケアサービス(株)	連携型	H26.1.1	R7.3.31
北	なでしこ藤原台	(福) 恩賜財団済生会支部兵庫県済生会	連携型	H25.1.1	R6.3.31
	さくらホーム定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(福) やすらぎ福祉会	連携型	H27.4.1	R8.3.31
	コウダイケアコールセンター神戸北	コウダイケアサービス(株)	一体型 連携型	R2.4.1	R8.3.31

指定 区域	事業所名	法人名	事業形態	指定	指定期間 満了日
				年月日	
長田	高齢者ケアセンターながたホームヘルプサービス	(福) 神戸福生会	連携型	H25.1.1	R6.3.31
	訪問介護事業所 かなえ場	(株) Happy	連携型	R2.4.1	R8.3.31
須磨	駒どり巡回サービス	(福) 駒どり	連携型	H26.1.1	R7.3.31
	駒どり巡回サービス須磨南	(福) 駒どり	連携型	H31.2.1	R6.3.31
垂水	エルフあんしんセンター・垂水	(株) エルフ	連携型	H26.1.1	R7.3.31
	オービーホーム定期巡回	(福) 丸	一体型	H31.4.1	R6.3.31
西	やさしい手持子定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	(株) やさしい手	連携型	H25.1.1	R6.3.31
	正峰会あんしんケアコールセンター	(社医) 正峰会	一体型	H28.1.1	R6.3.31
	定期巡回サービス サンピラこうべ	(社) 恩徳福祉会	一体型	R2.4.1	R8.3.31
	ケアサポート ゆめハウス	(有) ヒールライフ	連携型	R4.2.1	R10.1.31

3. 今後の方針

- 定期巡回サービスは、高齢者が中重度の要介護になっても住み慣れた地域で在宅生活を継続する可能性を高めるものであり、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスであり、より推進が必要。
- 兵庫県は、県内で令和2年度までに 100 事業所、7年度までに 300 事業所の整備目標を掲げ、整備を拡充していく方針を示していたが、第 8 期介護保険事業支援計画において 看護小規模多機能居宅介護事業所の推進と合わせて、2030(令和 22) 年までに各市町の概ね日常生活圏域(中学校区単位)に相当する圏域に1か所(県内約 300)を目標に整備を拡充していく方針に修正。

※兵庫県内の定期巡回事業所数:76 事業所

- 本市の第8期介護保険事業計画においては、「日中・夜間を通じて、定期巡回訪問と随時対応を行うサービスとして、整備拡大を図ります。」と記載。



- 令和 4 年度については引き続き公募による整備を行うが、整備拡大を図る観点から、令和 6 年度(第 9 期介護保険事業計画)より、指定更新制へ移行する。

(参考1)兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡会の発足

神戸市内のサービス事業所が中心となり、平成 29 年9月に「神戸市定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者協議会」が発足し、サービスの普及・啓発を推進してきた。

更に、平成 30 年9月に今年度に兵庫県内の事業者による「兵庫県定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者連絡会」が発足(現在、兵庫県内で 74 事業所)。神戸市域だけではなく、県全体でサービスの普及・啓発に向けた取り組みを推進していく。